

青森県報

号外第六十号

平成十九年
六月十八日
(月曜日)

二 操業の届出

一において、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して行つまぐろはえなわ漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに、委員会が別に定める平成十九年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業届出事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)により届出をしなければならない。

三 操業の届出の期間

委員会指示発動の日から操業着手十日前まで。

四 操業者の遵守事項

- 1 操業の届出をした者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。なお、協定締結当事者は、各漁業を営む者で構成する団体の代表者とする。
- 2 操業の届出をした者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要と認めるときには、当該漁業者間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
- 3 操業の届出をした者は、船団を編成しなければならない。
- 4 操業の届出をした者は、当該漁業を操業しようとするときは、当該船舶に届出接受書を備え付けておかなければならない。
- 5 操業の届出をした者は、当該漁業の操業期間中、取扱要領に定める標識を当該船舶の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 6 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。
- 7 操業の届出をした者は、当該漁業終了後三十日以内に取扱要領に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 8 操業の届出をした者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘した時は、これに従わなければならぬ。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第六号

青森県西部海区管内(日本海沖合海域)におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次の一おり指示する。

平成十九年六月十八日

青森県西部海区漁業調整委員会
会長 船橋正良

一 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して行つまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。

ただし、青森県西部海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に操業の届出を行つた場合はこの限りでない。

一 届出書の提出

- 1 操業の届出をする者は、第一号様式による届出書を二部作成し、届出理由書を添えて委員会事務局(青森県青森市長島一丁目一の青森県庁内)に提出する。とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域
- 2 制限期間 平成十九年七月一日から同年十一月三十一日まで

いの際、他種漁業を営む都の間で漁業協定を結ぶ団体が並ぶもの漁業区域を記載する。)

記載する。

- 2 青森県内に住所を有する都の上、その者が近属する漁業協同組合が取つたもの上、第一印様式を添えて提出する。
- 3 青森県内に住所を有しない都の上、その近在地を管轄する都道府県知事が取つたもの上、第一印様式及び前記の外次に掲げる書類を添付する。
- 4 申請にあたっては、前記から、(1)漁船原簿謄本(県内に住所を有する者を除く。)
(2)傭船の場印(船舶使用承諾書(印鑑証明書を添付したものと置く。))
(3)共同経営の場印(代表者選定書(第三印様式)及び共同経営に係る契約書の印)。
- 5 その他委員会が必要と認めた書類

一 操業の届出の期限は、操業着手十日前までとする。

二 両印接受書の交付及び通知

- 委員会は、両印書一部を受理した上で、その一部に接取印を記載し、整揚港で当該船舶並びに漁具を確認の上、両印者又は操業責任者に交付する。また、県内者においては、者の申請を取り扱つた漁業協同組合は、県外者においては、者の申請を取り扱つた都道府県知事にその旨を連絡する。

三 漁獲成績報告書の提出

- 1 県内者においては、第四印様式によるおぼつかないわ漁業漁獲成績報告書(船をもつての都の近属する漁業協同組合が取つたものと、前記漁業終了後三十日前以内に提出する。)
- 2 県外者においては、第四印様式によるおぼつかないわ漁業漁獲成績報告書(船に水揚げ伝票を添付し、その所在地を管轄する都道府県知事が取つたものと、前記漁業終了後三十日前以内に提出する。)

四 標識の様式

船舶に表示する標識は、第五印様式のとおりとする。

五 留意事項

- 青森県西部海区管内における、おぼつかないわ漁業に使田する鉛錠田するこかを漁獲する場合、青森県知事又は青森県西部海区漁業調整監査係が、前記年度において有効な小型にかつつ漁業(あるものかを田畠にする漁業に限る。)の許可又は承認を受ける。

第1号様式

まぐろはえなわ漁業出漁届出書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住 所
住 氏 名

(印)

下記のとおり、まぐろはえなわ漁業に出漁しますので、関係書類を添えて届出します。

記

1 使用する船舶

- (1) 漁 船 登 録 番 号
- (2) 船 名
- (3) 船 舶 総 ト ン 数
- (4) 電波機器等の有無及びその種類

無 線 電 信

W

そ の 他

2 操 業 区 域

3 操 業 期 間

4 漁 業 根 拠 地

5 漁 獲 物 等 陸 揚 港

6 所 属 船 団 名

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式

まぐろはえなわ漁業出漁届出一覧表

都道府県・漁業協同組合

注1 西部海区漁業調整委員会で受理時に記入するので、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 横長とする。

第3号様式

代表者選定届

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長
殿

1

住 氏 所 名

下記のとおり平成 年 月 日付け届出のまぐろはえなわ漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。

四

代表署

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式

まぐろはえなわ漁業漁獲成績報告書

平成 年 月 日

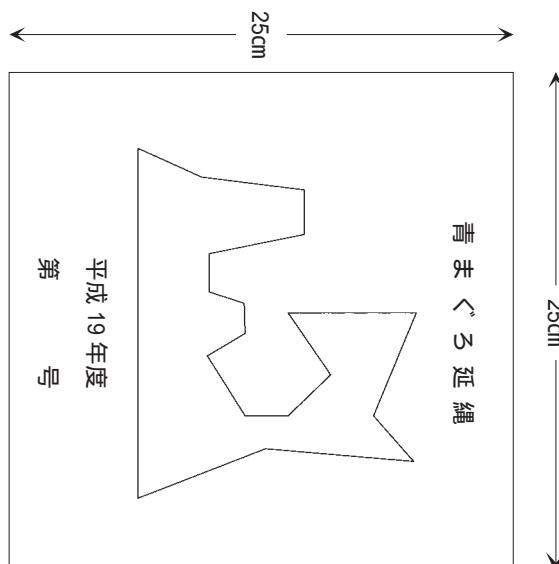
青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

都道府県・漁業協同組合

注1 標識に記載した番号を記入する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 横長とする。

第5号様式



(發行所・發行人)
青森市長島一丁目一番一
森 県号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行